

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会  
実施段階環境影響評価書案に係る意見見解書

(有明テニスの森)

平成 29 年 6 月

東 京 都



## 目 次

|                                                                                     |    |
|-------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 1. 東京 2020 大会の正式名称                                                                  | 1  |
| 2. 東京 2020 大会の目的                                                                    | 1  |
| 2.1 大会ビジョン                                                                          | 1  |
| 2.2 都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020 年に向けた実行プラン～                                             | 1  |
| 3. 東京 2020 大会の概要                                                                    | 2  |
| 3.1 大会の概要                                                                           | 2  |
| 3.2 東京 2020 大会の環境配慮                                                                 | 2  |
| 4. 有明テニスの森の概略                                                                       | 3  |
| 4.1 目 的                                                                             | 4  |
| 4.2 内 容                                                                             | 4  |
| 5. 評価書案に対する主な意見及びそれらについての実施者の見解の概要                                                  | 20 |
| 5.1 都民等の意見書の見解                                                                      | 20 |
| 6. 実施段階環境アセスメント手続の実施者                                                               | 23 |
| 7. その他                                                                              | 23 |
| 7.1 東京 2020 大会に係る実施段階環境アセスメント及びフォローアップの全対象事業<br>についての実施段階環境アセスメント及びフォローアップの実施予定又は経過 | 23 |
| 7.2 意見見解書を作成した者の氏名及び住所並びに意見見解書の作成の全部又は<br>一部を委託した場合にあっては、その委託を受けた者の氏名及び住所           | 23 |



## 1. 東京 2020 大会の正式名称

第 32 回オリンピック競技大会（2020／東京）

東京 2020 パラリンピック競技大会

## 2. 東京 2020 大会の目的

### 2.1 大会ビジョン

東京2020大会の開催を担う公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「大会組織委員会」という。）は、2015年2月に国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会に提出した「東京2020大会開催基本計画」において以下の大会ビジョンを掲げている。

スポーツには、世界と未来を変える力がある。  
1964年の東京大会は日本を大きく変えた。2020年の東京大会は、  
「すべての人が自己ベストを目指し（全員が自己ベスト）」、  
「一人ひとりが互いを認め合い（多様性と調和）」、  
「そして、未来につなげよう（未来への継承）」を3つの基本コンセプトとし、  
史上最もイノベティブで、世界にポジティブな改革をもたらす大会とする。

### 2.2 都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020年に向けた実行プラン～

東京都は、平成28年12月に策定した「2020年に向けた実行プラン」において、「都民ファーストの視点で3つのシティを実現し、新しい東京をつくる」ことを示している。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）の成功に向けた取組を分野横断的な政策の展開に位置付け、「東京2020大会の成功は、東京が持続可能な成長をしていくための梃子であり、そして、ソフト・ハード面での確かなレガシーを次世代に継承していかなければならない」としている。

東京2020大会実施段階環境アセスメント（以下「本アセスメント」という。）の実施にあたっては、適宜「2020年に向けた実行プラン」を参照し進めていく。

**都民FIRST(ファースト)の視点で、3つのシティを実現し、新しい東京をつくる**

**東京 2020 大会の成功とその先の東京の未来への道筋を明瞭化**

【計画期間】2017（平成 29）年度～2020（平成 32）年度

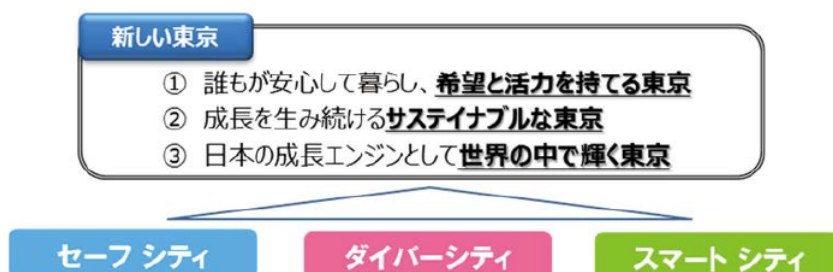


図 2. 2-1 「2020 年に向けた実行プラン」における 3 つのシティ

### 3. 東京 2020 大会の概要

#### 3.1 大会の概要

大会組織委員会は、東京2020大会において、オリンピック競技大会は7月24日の開会式に続いて、7月25日から8月9日までの16日間で開催し、閉会式は8月9日に予定している。また、パラリンピック競技大会は8月25日から9月6日までの開催を予定している。

実施競技数は、オリンピック33競技、パラリンピック22競技である。

#### 3.2 東京2020大会の環境配慮

大会組織委員会は、「東京2020大会開催基本計画（2015年2月策定）」の中で、東京2020大会は、単に2020年に東京で行われるスポーツの大会としてだけでなく、2020年以降も含め、日本や世界全体に対し、スポーツ以外も含めた様々な分野でポジティブなレガシーを残す大会として成功させなければならないとし、「東京2020アクション&レガシープラン2016（2016年7月策定）」において、街づくり・持続可能性に関する以下のレガシーとアクションを示した。

表 3.2-1 街づくりに関するレガシーとアクション

| レガシー                              | アクション                                                     |
|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 「ユニバーサル社会の実現・ユニバーサルデザインに配慮した街づくり」 | 競技施設、鉄道駅等のユニバーサルデザインの推進、アクセシブルな空間の創出等、ユニバーサルデザインに配慮した街の実現 |
| 「魅力的で創造性を育む都市空間」                  | 都市空間の賑わいの創出、公園・自然環境等の周辺施設との連携                             |
| 「都市の賢いマネジメント」                     | I C Tの活用、エリアマネジメント活動の活性化等                                 |
| 「安全・安心な都市の実現」                     | 安全・安心のための危機管理体制の構築                                        |

表 3.2-2 持続可能性に関するレガシーとアクション

| レガシー                       | アクション                                     |
|----------------------------|-------------------------------------------|
| 「持続可能な低炭素・脱炭素都市の実現」        | 気候変動対策の推進、再生可能エネルギーなど持続可能な低炭素・脱炭素エネルギーの確保 |
| 「持続可能な資源利用の実現」             | 資源管理・3 Rの推進                               |
| 「水・緑・生物多様性に配慮した快適な都市環境の実現」 | 生物多様性に配慮した都市環境づくりや大会に向けた暑さ対策の推進           |
| 「人権・労働慣行等に配慮した社会の実現」       | 調達等における人権・労働慣行等に配慮した取組の推進                 |
| 「持続可能な社会に向けた参加・協働」         | 環境、持続可能性に対する意識の向上、参加に向けた情報発信・エンゲージメントの推進  |

#### 4. 有明テニスの森の概略

本評価書案の対象である有明テニスの森の概要は、表 4-1 に示すとおりである。

有明テニスの森は、既存の有明テニスの森公園に約 3,000 席の観客席を備えたテニスコート及びクラブハウス・インドアコートを整備し、大会後は、スポーツレクリエーションの拠点として国内外のテニス大会が快適な環境で開催可能なテニス場として再整備していく計画である。

東京 2020 大会では、オリンピックのテニス、パラリンピックの車いすテニスの会場として利用される計画である（現時点（平成 29 年 6 月）の計画）。

表 4-1 有明テニスの森の概要（予定）

| 項 目       | 内 容                                                                |
|-----------|--------------------------------------------------------------------|
| 競 技       | オリンピック：テニス                                                         |
|           | パラリンピック：車いすテニス                                                     |
| 所 在 地     | 東京都江東区有明二丁目 2 番 22 号                                               |
| 地 域 地 区   | 用途地域：第一種住居地域<br>防火・準防火地域：準防火地域<br>その他地域地区等：臨海副都心有明北地区地区計画（再開発等促進区） |
| 計 画 地 面 積 | 約 163,000m <sup>2</sup>                                            |
| 工事予定期間    | 平成 29 年度～平成 31 年度                                                  |
| 竣 工 時 期   | 平成 31 年度                                                           |

【大会後イメージ図】



## 4.1 目 的

昭和58年、屋外コート48面を有するテニスの拠点として、有明テニスの森公園が開園した。昭和62年には、園内に1万席の観客席を備えた有明コロシアムが供用されるとともに、平成3年には、有明コロシアムに開閉式屋根が設置され、現在に至っている。

東京2020大会では、オリンピックのテニス、パラリンピックの車いすテニス会場として利用するため、競技施設を整備する計画である。また、東京2020大会後は、引き続き国内外のテニス大会が快適な環境で開催可能なテニス場として利用していくこととしている。

本事業は、東京2020大会及び後利用のため、有明テニスの森公園に新たに約3,000席の観客席を備えたテニスコート及びクラブハウス・インドアコートを整備し、スポーツレクリエーション拠点の機能向上を図るものである。

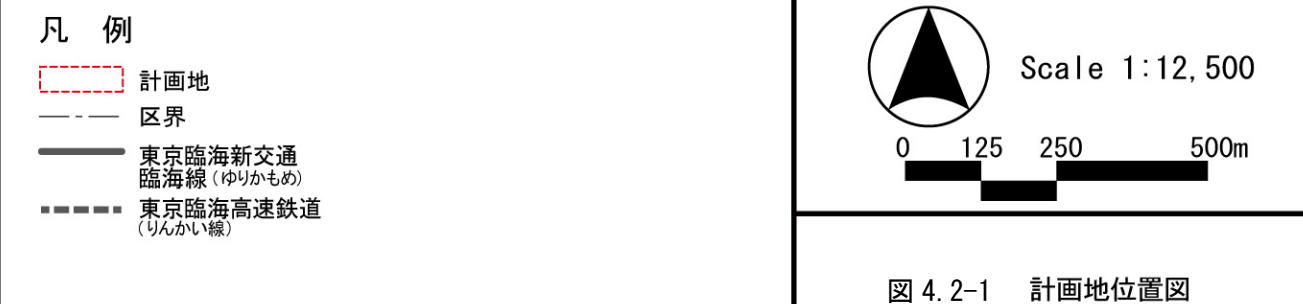
なお、有明テニスの森公園内の有明コロシアムについては、別途、同一時期に主要施設10か年維持更新計画に基づき、有明コロシアムの改修（老朽化設備の更新、バリアフリー改修、屋根の改修等）、別棟及びデッキ棟の整備を行う計画である。

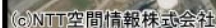
## 4.2 内 容

### 4.2.1 位 置

計画地の位置は、図4.2-1及び写真4.2-1に示すとおり江東区有明二丁目2番にあり、計画地面積は、約163,000m<sup>2</sup>である。

また、計画地の北側には、オリンピックのバレーボール及びパラリンピックの車椅子バスケットボール（決勝）として利用される有明アリーナ、オリンピックの体操及びパラリンピックのボッチャのための有明体操競技場、自転車競技（BMX）のための有明BMXコースが整備される計画である。





東京臨海高速鉄道  
(りんかい線)

Scale 1:12,500

0 125 250 500m

写真 4.2-1

計画地周辺の航空写真

#### 4.2.2 地域の概況

計画地は、東京都が策定した7番目の副都心である臨海副都心の有明北地区に位置づけられている。臨海副都心は、「水に親しめる緑豊かなまち」「多様で豊かな都市生活のまち」「環境にやさしく魅力あるまち」「安全で災害に強いまち」を基本目標としており、「臨海副都心有明北地区まちづくりガイドライン改訂」（平成26年7月 東京都港湾局）では、有明北地区は臨海副都心のなかで主として居住機能を担う地区として期待されている。また、住宅とともに商業、業務、サービス、公共公益、文化、レクリエーション等の多様な機能の導入を誘導し、これらの機能がバランスよく複合した新たな市街地を形成していくとしている。

また、計画地が位置する有明テニスの森公園は、昭和58年に開園し、昭和62年より毎年、テニスの国際大会であるジャパンオープンが開催されている。敷地内には、テニスの国際試合、コンサート、イベント等が開催される有明コロシアムのほか、屋外48面のテニスコート、芝生広場等が存在する。

平成29年2月1日現在の江東区の人口は約51万人であり、世帯数は約26万世帯である。<sup>1</sup>

昼間人口は約55万人であり、就労者など昼間に流入する人口（昼間人口）が夜間人口を上回っており、江東区有明二丁目においては昼間人口が夜間人口に比べて高い地域となっており、江東区有明二丁目においては夜間人口はない。<sup>2</sup>

また、産業別事業所数及び従業者数でみると、江東区では卸売業、小売業の事業所が約5千事業所、従業者数が約7万人と最も多く、江東区有明二丁目においては電気・ガス・熱供給・水道業及び水道業の事業所が各5事業所、卸売業、小売業の従業者数が約40人となっている。<sup>3</sup>

#### 4.2.3 事業の基本構想

##### (1) 開発整備の方針

開発整備の方針は、以下のとおりである。

##### ① スポーツ・レクリエーション拠点の機能向上

東京2020大会を契機に施設の改修や再整備を行い、オリンピック・レガシーとして施設の機能向上を図り、スポーツを通じた地域の絆、地域コミュニティの活性化に寄与する。

##### ② 周辺の緑との連続性に配慮した歩行者ネットワークの形成

有明南地区から有明親水海浜公園に至るシンボルロード及び有明地区東西をつなぐメインロードについて、公園・緑地等のネットワークと連動して整備することにより、うるおいのある快適な歩行者空間の形成を図る。

##### ③ 緑豊かな公園施設の整備

有明テニスの森公園の名前にふさわしく、緑に囲まれたテニス施設と地域コミュニティの場でもある芝生広場を整備する。

<sup>1</sup>出典：「江東区の世帯と人口（住民基本台帳による）」（平成29年2月22日参照 江東区ホームページ）

<http://www.city.koto.lg.jp/060305/kuse/profile/shokai/documents/20170201.pdf>

<sup>2</sup>出典：「平成22年 東京都の昼間人口」（平成29年2月22日参照 東京都ホームページ）

<http://www.toukei.metro.tokyo.jp/tyukanj/2010/tj-10index.htm>

<sup>3</sup>出典：「平成26年経済センサス-基礎調査」（平成29年2月22日参照 総務省ホームページ）

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001072573>

#### 4.2.4 事業の基本計画

##### (1) 配置計画

大会後の有明テニスの森の配置図及びイメージ図は、図 4.2-2(2) 及び図 4.2-3 に示すとおりである。

現状の有明テニスの森公園には、有明コロシウムを含め計 49 面のテニスコートが配置されている。本事業では、有明コロシウム以外の公園内のテニスコートを再整備し、ショーコート 1（1 面）、クラブハウス・インドアコート（8 面）、屋外コート（試合用コート 23 面、練習用コート 16 面）の計 48 面を配置する。また、有明コロシアムの西側には、既存の歩行者通路を拡幅し、南北のネットワークを強化するシンボルロードを整備するほか、開園以来、都民に親しまれている芝生広場を継承し、計画地中央に緑に囲まれた広大な芝生広場を再配置する。なお、大会時は、公園内のテニスコートは仮設も含めて整備する計画であるが、詳細な配置計画等は未定である。大会後は、これらの仮設施設の撤去及びテニスコートの復旧工事を行い、後利用時の配置は、有明コロシウムを含め現状と同じテニスコート 49 面へ復旧する計画である。

主な建築物は、ショーコート 1 及びクラブハウス・インドアコートを整備する計画である。主な建築物の計画概要は、表 4.2-1 に、断面図は、図 4.2-4(1) 及び(2) に示すとおりである。

表4.2-1 主な建築物の概要（予定）

| 項 目     | ショーコート 1              | クラブハウス・<br>インドアコート     |
|---------|-----------------------|------------------------|
| 建 築 面 積 | 約 3,720m <sup>2</sup> | 約 8,870m <sup>2</sup>  |
| 延 床 面 積 | 約 6,040m <sup>2</sup> | 約 10,330m <sup>2</sup> |
| 最 高 高 さ | 約 19.0m               | 約 16.0m                |
| 階 数     | 地上 3 階                | 地上 2 階、塔屋              |
| 構 造     | RC 造、S 造              | S 造、W 造                |
| 用 途     | 観覧場                   | 体育館、事務所、<br>物品販売店、飲食店  |

##### (2) 発生集中交通量及び自動車動線計画

東京 2020 大会時の発生集中交通量及び自動車動線計画については、現時点では未定である。

後利用時における施設の発生集中交通量は、コート数、大会等の開発規模に変更はないことから、現況と同様の約 750 台（台 T.E./日）程度と想定される。

##### (3) 駐車場計画

駐車場の配置は、現況とほぼ同様であり、附置義務台数、かつ既存の台数以上として、平面駐車場約 240 台を確保する計画である。

##### (4) 歩行者動線計画

計画地周辺の鉄道駅から計画地への歩行者の出入動線は、図 4.2-5 に示すとおりである。

計画地周辺の鉄道駅は、東京臨海新交通臨海線（ゆりかもめ）の有明テニスの森駅及び有明駅、東京臨海高速鉄道（りんかい線）の国際展示場駅がある。有明テニスの森駅及び有明駅からは、都道 484 号豊洲有明線を経て、国際展示場駅からは、首都高速湾岸線及び一般国道 357 号（湾岸道路）をコロシウムブリッジで横断しアクセスする計画である。



## 凡 例

計画地

東京臨海新交通  
臨海線（ゆりかもめ）

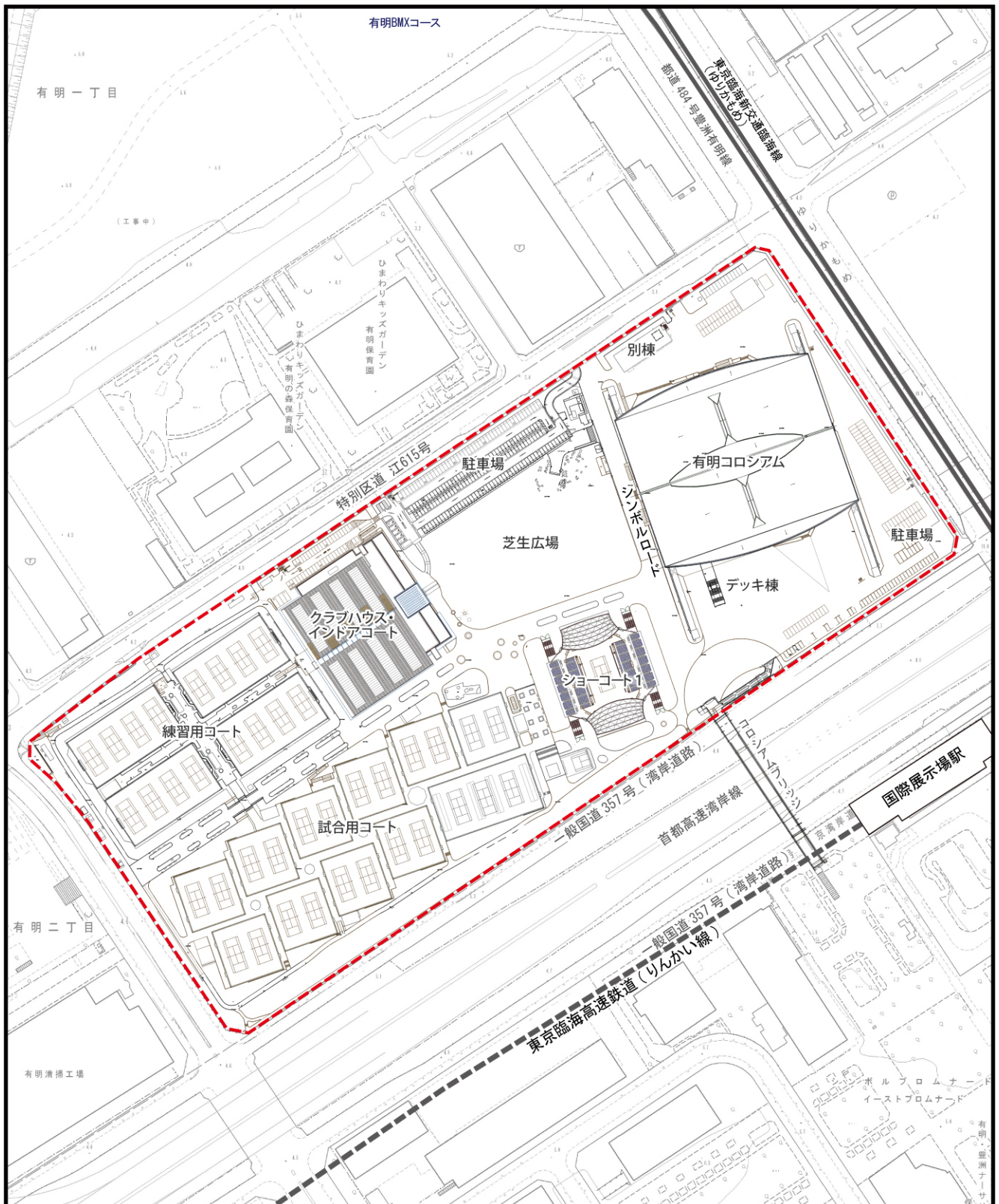
東京臨海高速鉄道  
（りんかい線）



Scale 1:4,000

0 40 80 160m

図 4.2-2(1) 配置図（現況）



## 凡 例

   計画地

東京臨海新交通  
臨海線 (ゆりかもめ)

東京臨海高速鉄道  
(りんかい線)



Scale 1:4,000

0 40 80 160m

図 4.2-2(2) 配置図 (大会後)



図 4.2-3 イメージ図 (大会後)

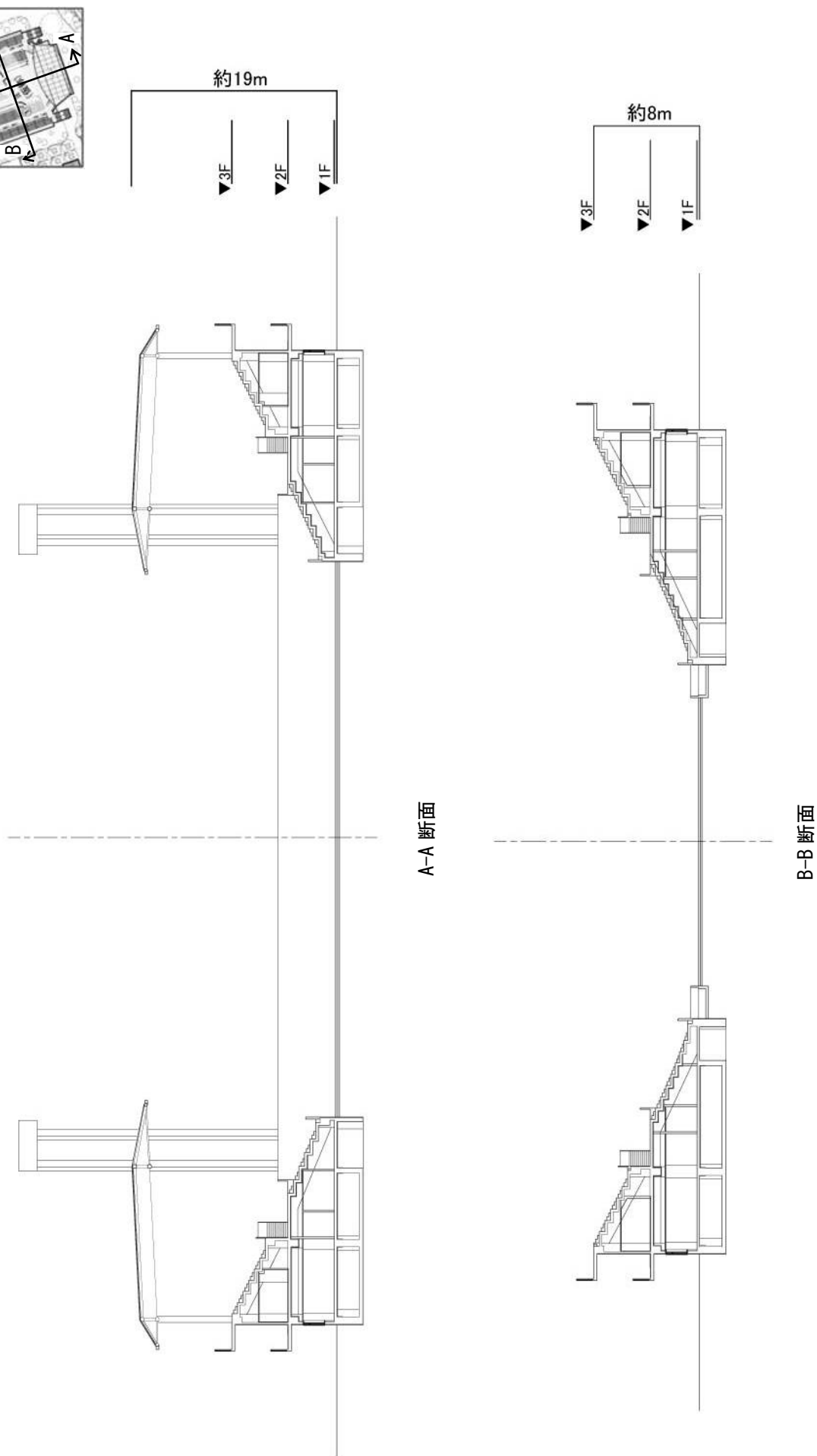


図 4.2-4 (1) 断面図 (ショーコート1)

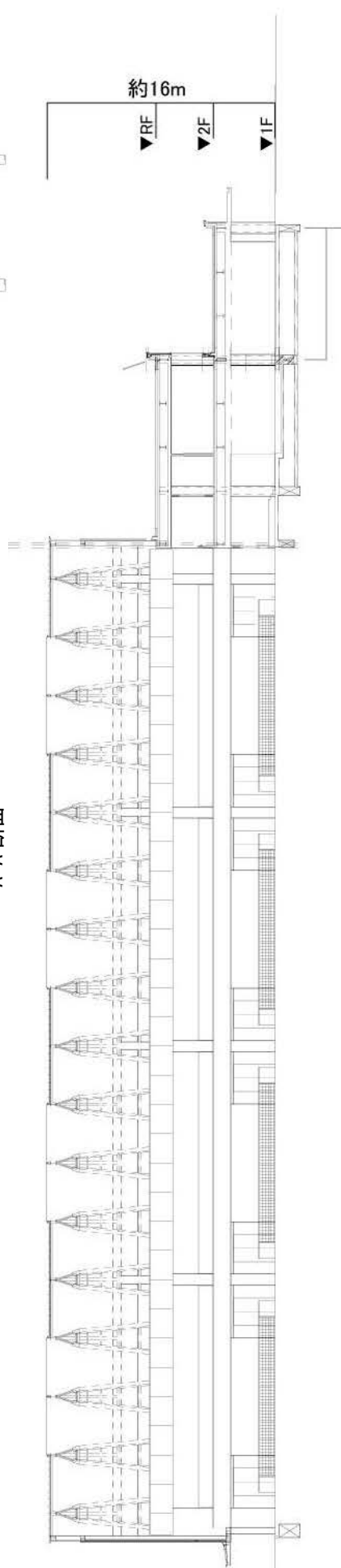
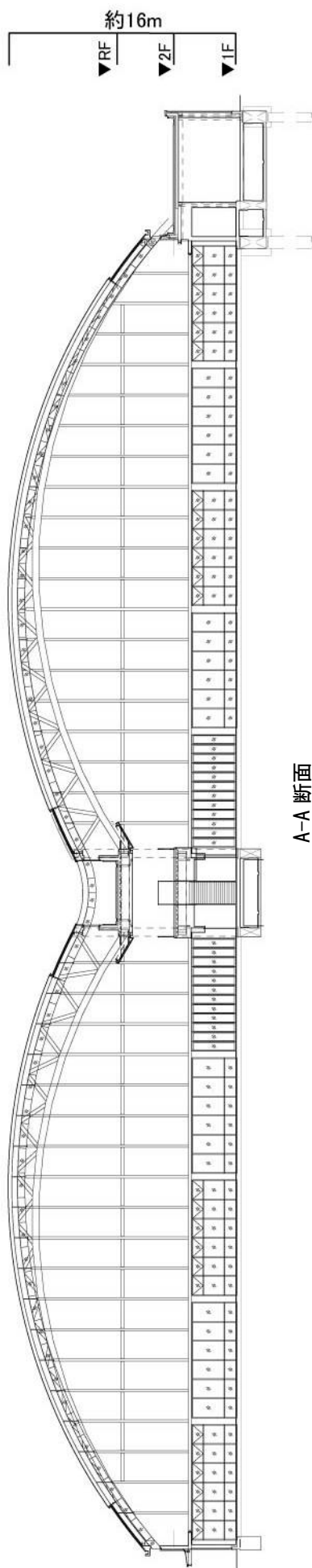
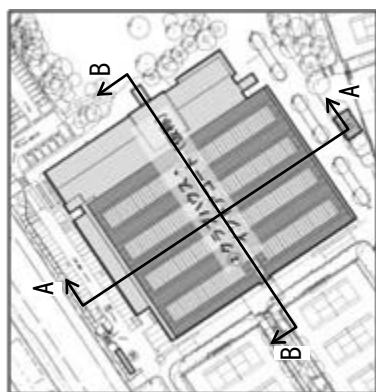
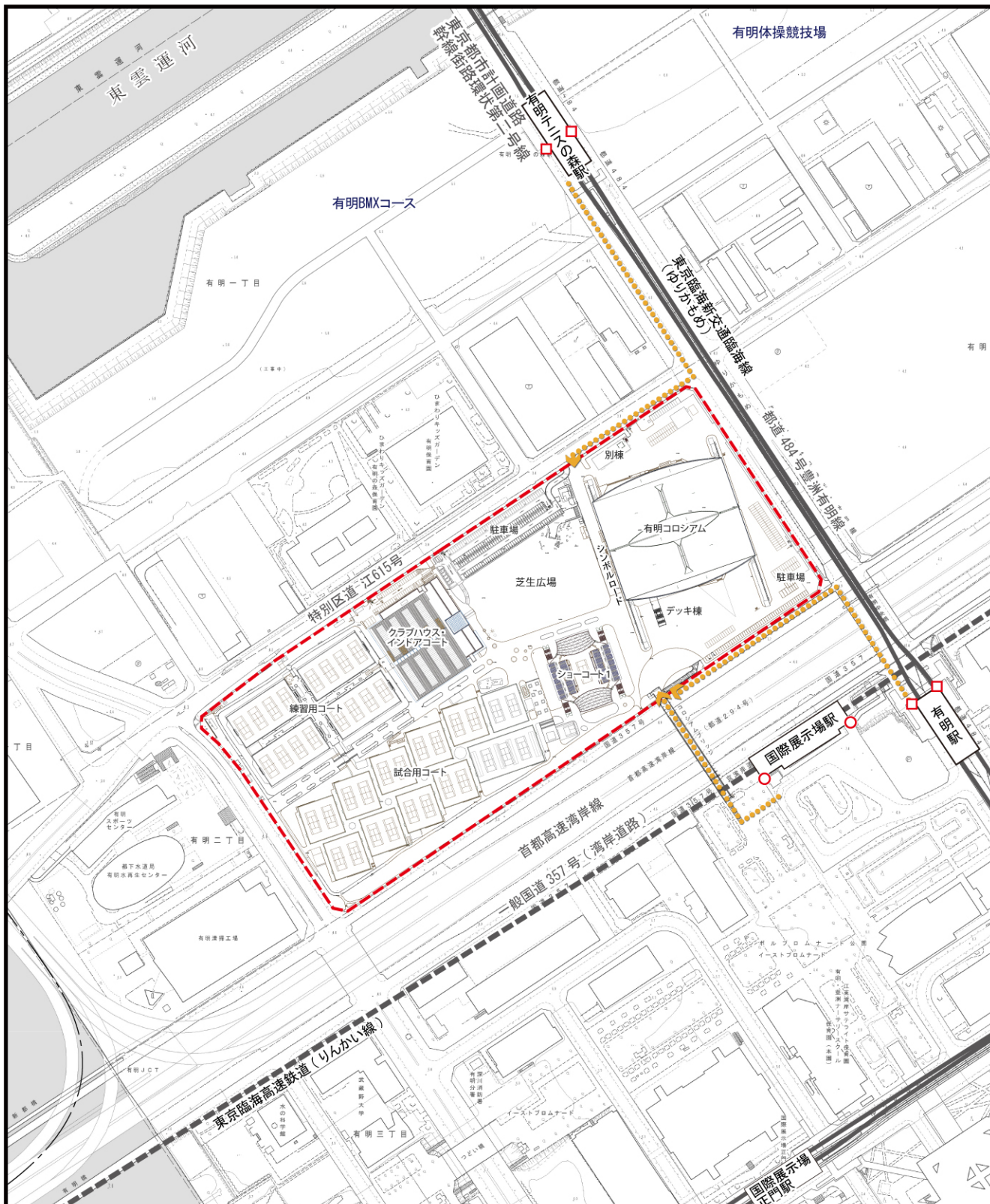


図 4.2-4 (2) 断面図 (クラブハウス・インドアコート)



## 凡 例

- |                                                                                            |                        |                                    |              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|------------------------------------|--------------|
| <span style="border: 1px dashed red; padding: 2px;"> </span>                               | 計画地                    | <span style="color: red;">○</span> | 東京臨海高速鉄道入口   |
| <span style="border-bottom: 1px dashed black; width: 20px; display: inline-block;"></span> | 区界                     | <span style="color: red;">□</span> | 東京臨海新交通臨海線入口 |
| <span style="border-bottom: 2px solid black; width: 20px; display: inline-block;"></span>  | 東京臨海新交通<br>臨海線 (ゆりかもめ) |                                    |              |
| <span style="border-bottom: 2px dashed black; width: 20px; display: inline-block;"></span> | 東京臨海高速鉄道<br>(りんかい線)    |                                    |              |
| <span style="color: yellow;">→</span> <span style="color: orange;">●●●●●</span>            | 歩行者動線                  |                                    |              |



Scale 1:6,000

0 60 120 240m

図 4.2-5 歩行者動線計画図

#### (5) 設備計画

上水給水設備は、水道本管より直結給水方式により給水する計画である。雨水は、江東区雨水抑制施設技術指針に基づく対策量を敷地内にて一時貯留または浸透処理を行う計画である。排水は、雨水と汚水を分流し、それぞれ公共下水道へ放流する。

電力は、高圧2回線受電（本線・予備電源）とする計画である。また、再生可能エネルギーを利用した発電設備としてクラブハウス・インドアコート屋上に太陽光発電設備を設置する計画である。

#### (6) 廃棄物処理計画

建設工事に伴い発生する建設発生土及び建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）等に基づき、再生利用可能な掘削土砂及び廃棄物については積極的にリサイクルに努め、リサイクルが困難なものについては適切な処理を行うこととする。

工事の完了後に発生する一般廃棄物については、東京都廃棄物条例（平成4年東京都条例第140号）、江東区清掃リサイクル条例（平成11年江東区条例第34号）等を踏まえて、関係者への啓発活動によりその排出量の抑制に努めるとともに、分別回収を行い、資源の有効利用と廃棄物の減量化を図ることとする。

#### (7) 緑化計画

緑化計画は、表4.2-2及び図4.2-6に示すとおりであり、江東区みどりの条例（平成11年江東区条例第36号）及び「東京都再開発等促進区を定める地区計画の運用基準」（平成27年3月東京都都市整備局）で示された基準を満たす計画である。

緑化計画の考え方として、既存の大径木・樹林地に配慮し、極力樹木を保存する施設配置計画とした。公園の機能確保やテニスコートの規定寸法確保のため、やむを得ず施設計画と重複する伐採エリア（以下、「伐採エリア」という。）内の大径木については、樹木診断等を行い、生育不良木や枯死木など健全度が高くないものや、植生に影響を及ぼすおそれのある外来種を中心に伐採することとし、ケヤキやクスノキ等の樹勢や樹形の良いものは、樹木の生育環境として適切な密度で移植を行う。また、オープンな芝生広場を中心として、公園利用者の活動エリアは足元の抜けた高木疎林を基本とする。計画地外周部については、既存高木を最大限保存するよう配慮し、必要に応じて補植を行いバッファー機能の向上を図るとともに、歩道状空地の整備のうち、主に北側から東側にかけては新植により高木を主体とした緑量のある植栽とし、周辺との緑のネットワーク形成に配慮する。この結果、計画地内における樹木約1,030本について、約80本を移植し、約950本を伐採する計画とする。なお、芝生広場は、移植・伐採後に約7,000㎡の張芝を行うことで、まとまった芝生広場を引き続き確保し、緑地空間としての機能は変わらない計画としている。

表4.2-2 計画緑化面積及び必要緑化面積

| 基準等                    | 計画緑化面積   | 必要緑化面積  |
|------------------------|----------|---------|
| 江東区みどりの条例              | 約44,000㎡ | 43,104㎡ |
| 東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準 | 約34,450㎡ | 34,448㎡ |

注1) 計画緑化面積は、基準等により算定対象や算定方法が異なるため、計画緑化面積は一致しない。

2) 緑化計画については、関係機関との協議等により変更がありうる。



## 凡 例

- |                                                                                                                  |                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <span style="border: 2px dashed red; padding: 2px;"> </span> 計画地                                                 | <span style="background-color: #90EE90; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 植栽 |
| <span style="border-bottom: 2px solid black; width: 20px; display: inline-block;"></span> 東京臨海新交通<br>臨海線 (ゆりかもめ) | <span style="border: 2px dashed magenta; padding: 2px;"> </span> 伐採エリア                                                         |
| <span style="border-bottom: 2px dashed black; width: 20px; display: inline-block;"></span> 東京臨海高速鉄道<br>(りんかい線)   | <span style="color: red; font-size: 10px;">●</span> 移植する大径木                                                                    |
|                                                                                                                  | <span style="border-bottom: 2px solid orange; width: 20px; display: inline-block;"></span> 歩道状空地整備箇所                           |



Scale 1:4,000



図 4.2-6 緑化計画図

#### 4.2.5 施工計画

以下の施工計画（工事工程、施工方法の概要、工事用車両、建設機械）については、今後、実施設及び関係機関との調整により変更がありうる。

##### (1) 工事工程

本事業に係る本体工事は、準備工事期間を含め平成 29 年度から平成 31 年度までの約 21 か月間（検査等を含む）を見込んでいる。なお、大会後のテニスコート 49 面への復旧工事の工事工程については、現時点では未定である。

表 4.2-3 全体工事工程

| 工種/工事月              |         | 3 | 6 | 9 | 12 | 15 | 18 | 21 |
|---------------------|---------|---|---|---|----|----|----|----|
| 有明テニスの森整備工事         | 準備工事    | ■ |   |   |    |    |    |    |
|                     | 杭工事     |   | ■ |   |    |    |    |    |
|                     | 山留工事    |   |   | ■ |    |    |    |    |
|                     | 掘削工事    |   |   | ■ |    |    |    |    |
|                     | 基礎躯体工事  |   |   | ■ |    |    |    |    |
|                     | 地上躯体工事  |   |   |   | ■  |    |    |    |
|                     | 仕上・設備工事 |   |   |   |    | ■  |    |    |
|                     | 外構工事等   |   | ■ | ■ | ■  | ■  | ■  | ■  |
| [参考]<br>有明コロシアム改修工事 | 屋根改修工事  |   | ■ | ■ | ■  |    |    |    |
|                     | 仕上・設備工事 |   |   | ■ | ■  | ■  | ■  |    |
|                     | 別棟等工事   |   |   |   | ■  | ■  | ■  |    |
|                     | 外構工事等   |   |   |   |    |    | ■  | ■  |

注) 有明コロシアム改修工事については、有明テニスの森整備工事と同一敷地、同一時期に維持更新のための計画に基づいて実施されるため、参考として示す。

##### (2) 施工方法の概要（予定）

###### 1) 準備工事

外周部に鋼製仮囲い（高さ約3m）を設置し、仮設事務所の設営等を行う。

###### 2) 杭工事

基礎工事として、既成杭を打設する。

###### 3) 山留工事

掘削工事にあたり、工事時の地下水流入や土砂の崩壊を防止するため、必要に応じて遮水性・剛性の高い工法による山留を行う。

###### 4) 掘削工事

地下躯体の下端レベルまで掘削を行う。掘削はバックホウを使用し、発生土はダンプトラックに積み込んで搬出する。

###### 5) 基礎躯体工事

掘削工事完了後、計画建築物の基礎躯体を構築する。構築は、鉄筋組立、型枠の建込を行い、コンクリートを打設する。

###### 6) 地上躯体工事

基礎躯体工事完了後、ショーコート1は観客席躯体構築、観客席屋根鉄骨建方を行う。クラブハウス・インドアコートは鉄骨建方、コート屋根構造地組、屋根仕上を行う。材料の荷揚げにはラフタークレーン、クローラークレーン等を用いて行う。

7) 仕上・設備工事（内装・設備工事、外装工事）

躯体工事の完了した階から順次外装仕上、内装建具等の仕上工事を実施する。また電気設備や機械設備の搬入・設置を行う。

8) 外構工事等

テニスコート改修は、建物工事と並行して進める。建物周辺の舗装等の外構工事は、主に外装工事完了後に実施する。

(3) 工事用車両

工事用車両の主な走行ルートは、図 4.2-7 に示すとおりである。

工事用車両の走行に伴う沿道環境への影響を極力小さくするため、工事用車両は、主に一般国道 357 号（湾岸道路）を利用する計画とし、都道 484 号豊洲有明線、補助 315 号線、特別区道 江 615 号から出入場するルートを予定している。

有明テニスの森整備工事の工事用車両台数のピークは、同一敷地で実施する有明コロシアム改修工事も含め、有明テニスの森整備工事着工後 10 か月目であり、工事用車両台数は、ピーク日において大型車 252 台/日、小型車 67 台/日、合計 319 台/日を予定している。計画地に近接する有明アリーナ及び有明体操競技場整備に伴う工事用車両との合計台数のピークは、有明テニスの森工事着工後 10 か月目であり、工事用車両台数は、ピーク日において大型車 451 台/日、小型車 157 台/日、合計 608 台/日を予定している。

工事用車両の走行に当たっては、工事用車両出入口への交通整理員の配置、安全走行の徹底、市街地での待機や違法駐車等をすることがないように、運転者への指導を徹底する。

(4) 建設機械

各工種において使用する主な建設機械は、表 4.2-4 に示すとおりである。

工事に使用する建設機械は、周辺環境への影響に配慮して、排出ガス対策型建設機械及び低騒音型の建設機械を積極的に採用するとともに、不要なアイドリングの防止に努める等、排出ガスの削減及び騒音の低減に努める。

表4.2-4 主な建設機械（予定）

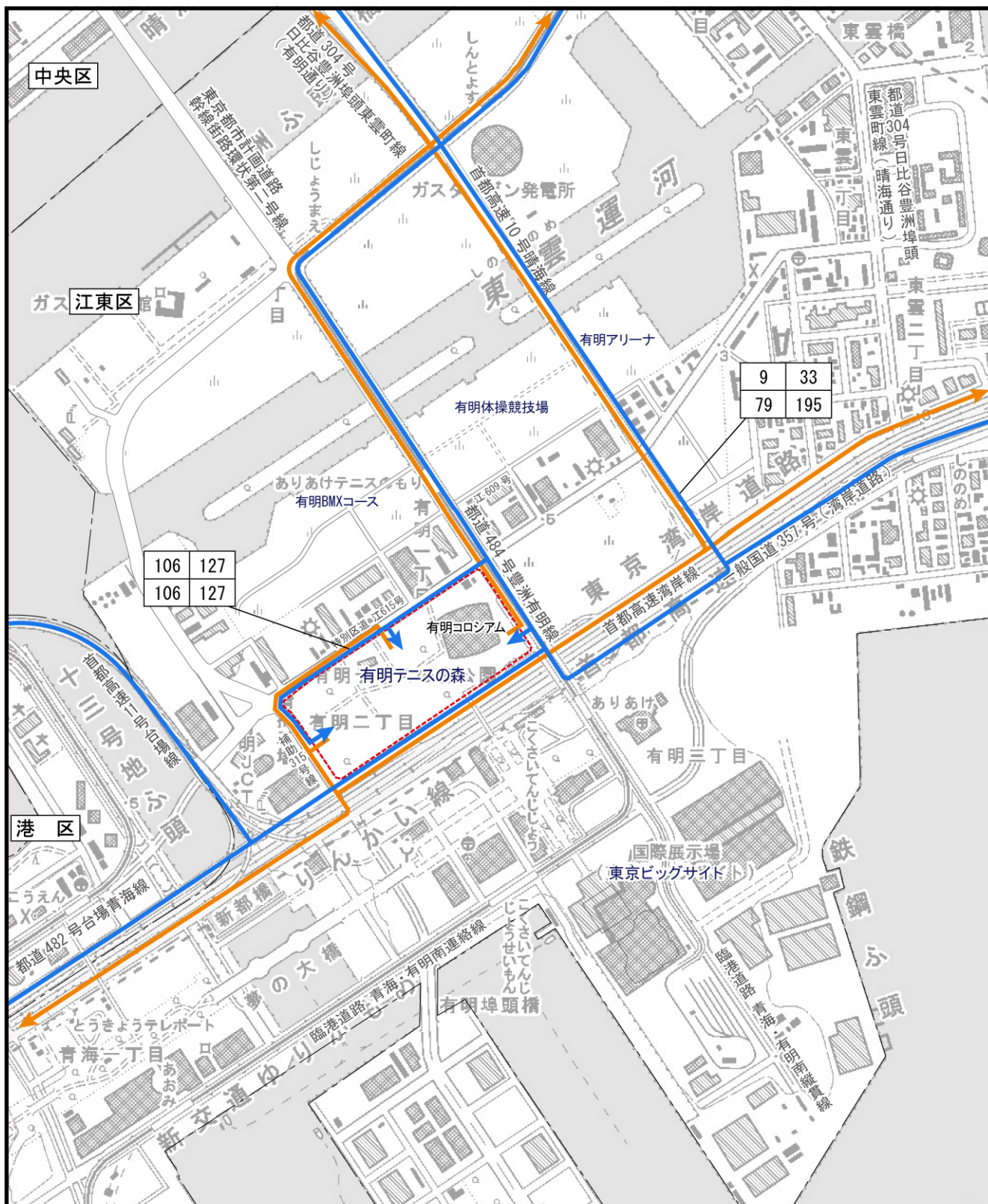
| 工種      | 主な建設機械                        |
|---------|-------------------------------|
| 準備工事    | タイヤシャベル、バックホウ                 |
| 杭工事     | 三点式杭打機、クローラークレーン、バックホウ        |
| 山留工事    | 三点式杭打機、クローラークレーン、バックホウ        |
| 掘削工事    | バックホウ                         |
| 基礎躯体工事  | ラフタークレーン、クローラークレーン、コンクリートポンプ車 |
| 地上躯体工事  | ラフタークレーン、クローラークレーン、コンクリートポンプ車 |
| 仕上・設備工事 | ラフタークレーン                      |
| 外構工事    | バックホウ、ラフタークレーン、アスファルトフィニッシャー  |

注1) 建設機械の種類は今後変更の可能性がある。

2) 有明コロシアムの改修工事は、ラフタークレーンを使用する予定である。

#### 4.2.6 供用の計画

本事業で整備する有明テニスの森は、平成 31 年度夏期に竣工し、国際大会及び東京 2020 大会を行う計画である。また、東京 2020 大会開催後には、世界的な大会が開催されるテニス競技場として、また、都民も利用できるテニス場及び公園として広く一般に供用する計画である。



# 凡 例

- 計画地
- 区界
- 工事用車両集中ルート
- 工事用車両発生ルート

|                         |                         |
|-------------------------|-------------------------|
| 工事用車両 (集中)<br>交通量 (台/日) | 工事用車両 (発生)<br>交通量 (台/日) |
| 工事用車両 (集中)<br>交通量 (台/日) | 工事用車両 (発生)<br>交通量 (台/日) |

※) 上段は有明テニスの森整備工事 (有明コロシアム改修工事を含む) の工事用車両台数、下段は有明アリーナ及び有明体育競技場整備に伴う工事用車両との合計台数を示す。



Scale 1:15,000

0 150 300 600m

図 4.2-7 工事用車両の走行ルート

## 5. 評価書案に対する主な意見及びそれらについての実施者の見解の概要

評価書案について都民等から提出された意見書の意見の件数は、表 5-1 に示すとおりである。

表5-1 意見の件数の内訳

| 意見等       | 件数 |
|-----------|----|
| 都民等からの意見書 | 2  |

提出された意見の全文を掲載し、これとともに、意見に対する実施者の見解を以下に示す。

### 5.1 都民等の意見書の見解

#### (1) 環境影響評価の項目に関するもの

| 項目                                                                                                                                                                                                                                         | 1. 大気等                                                                                                                                                                                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 意見の内容                                                                                                                                                                                                                                      | 実施者の見解                                                                                                                                                                                   |
| <p>区の調査結果では、臨海部はその他地域より二酸化窒素濃度が高い傾向が確認されており、工事施工中及び工事完了後の作業機械の移動や関係車両の通行に伴い排出される大気汚染物質について、環境への影響を適切に評価し、発生抑制に努められたい。</p> <p>大気環境の予測結果を見ると、二酸化窒素濃度に占める建設機械の寄与率が高いので、建設機械については、原動機を含めて最新の排出ガス対応型の建設機械の導入、工事工程の平準化等、環境保全のための措置の徹底を図られたい。</p> | <p>工事の実施に当たっては、建設機械による寄与率を極力少なくするよう、大気汚染物質の発生抑制に配慮した施工計画の策定、排出ガス対策型の建設機械の導入、建設機械の不必要なアイドリングの防止等により、二酸化窒素の影響の低減に努めます。</p>                                                                 |
| 項目                                                                                                                                                                                                                                         | 2. 緑                                                                                                                                                                                     |
| 意見の内容                                                                                                                                                                                                                                      | 実施者の見解                                                                                                                                                                                   |
| <p>提出された緑化計画書（平成 29 年 4 月 13 日受理 No. 28-108）に基づき、適切な緑化を進められたい。</p>                                                                                                                                                                         | <p>計画地の緑化計画は、江東区みどりの条例における緑化基準を満たす計画としており、事業の実施に当たっては、緑化計画書に基づき、適切な緑化を行います。</p>                                                                                                          |
| 項目                                                                                                                                                                                                                                         | 3. 騒音・振動                                                                                                                                                                                 |
| 意見の内容                                                                                                                                                                                                                                      | 実施者の見解                                                                                                                                                                                   |
| <p>工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動に関しては、法定速度の遵守やアイドリングストップの徹底など、騒音・振動の発生抑制に努められたい。建設機械の稼働に伴う騒音・振動に関しては、規制値を満足しているとはいえ、近隣住民からの苦情等には、窓口を設置するなど真摯に対応されたい。</p>                                                                                            | <p>工事の実施に当たっては、極力、沿道に住宅等が存在しない湾岸道路等を利用するほか、規制速度の遵守、アイドリングストップの徹底、エコドライブ及び定期的な整備点検等により、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動の影響の低減に努めます。</p> <p>また、工事に関する近隣からの相談窓口を設置し、住民からの問い合わせに対しては、迅速かつ適切な対応を行います。</p> |
| 項目                                                                                                                                                                                                                                         | 4. 景観                                                                                                                                                                                    |
| 意見の内容                                                                                                                                                                                                                                      | 実施者の見解                                                                                                                                                                                   |
| <p>本計画については、東京都景観条例及び東京都景観計画並びに江東区都市景観条例及び江東区景観計画を踏まえたものとされたい。</p> <p>東京都及び江東区の景観担当部署と十分協議されたい。</p>                                                                                                                                        | <p>条例等を踏まえ、引き続き、関係者と協議を重ね、適切に対応していきます。</p>                                                                                                                                               |
| 項目                                                                                                                                                                                                                                         | 5. 歩行者空間の快適性                                                                                                                                                                             |
| 意見の内容                                                                                                                                                                                                                                      | 実施者の見解                                                                                                                                                                                   |
| <p>日影のない歩行者空間については、オリンピック大会開催時の暑さ対策のために、遮熱性舗装又は保水性舗装の施工を検討されるなど、十分な暑さ対策を講じられたい。</p>                                                                                                                                                        | <p>有明テニスの森公園内の園路については、一般的なアスファルト舗装に比べて蓄熱性の低い透水性アスファルト舗装を用います。</p>                                                                                                                        |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 6. 廃棄物             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 意見の内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                    | 実施者の見解                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 施設整備により発生する廃棄物や大会後撤去予定の設備については、それら全てをリユース・リサイクルしていくことを可能にすべく、そのことを念頭に置いたグリーン調達を実施されたい。                                                                                                                                                                                                                                                        |                    | 施設整備により発生する建設汚泥、建設廃棄物等については、再資源化施設への搬出等により極力再利用に努めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 7. エコマテリアル         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 意見の内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                    | 実施者の見解                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 建物の建設に当たっては、「江東区公共建築物等における木材利用推進方針」を踏まえ、木材の利用率向上に努められたい。                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                    | 施設の建設に当たっては、「江東区公共建築物等における木材利用推進方針」における木材利用の目標値を満足する木材を利用します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 8. 温室効果ガス          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 意見の内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                    | 実施者の見解                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| <p>「KOTO 低炭素プラン」に掲げる地球温暖化対策の取り組みを十分踏まえた事業計画とするとともに、建築物は東京都省エネルギー性能評価「AAA」評価を目指されたい。</p> <p>駐車場には電気自動車用充電設備を設置されたい。</p>                                                                                                                                                                                                                        |                    | 現時点では、駐車場への電気自動車用充電設備の設置の計画はありませんが、本事業の実施に当たっては、太陽光発電設備及び太陽熱利用設備の設置、BEMS によるエネルギー管理、居室の熱回収換気等により、東京都省エネルギー性能評価「AAA」評価を目指します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 9. 交通渋滞            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 意見の内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                    | 実施者の見解                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| <p>工事用車両の走行ルートについて、工事用車両走行ルートとしている特別区道江 615 号線については、通学路の安全確保のため現在、特殊車両の通行を原則禁止している。特殊車両の走行ルートは、計画地西側の出入口を利用の際は、都道 484 号への迂回を検討されたい。</p> <p>有明地区においては、有明アリーナ、有明体操競技場、BMX コース、有明テニスの森など各競技施設が整備されるほか、民間による開発も予定されている。</p> <p>地域内における各種工事が同時施工されることから、工事車両の集中、歩行者・車両の交通安全及び工事現場周辺の環境保全等について、関係者により設けられた協議の場において、関係者相互に連携、調整を行い、工事を円滑に遂行されたい。</p> |                    | <p>工事用車両の走行ルートについては、極力、特別区道江 615 号を回避し、都道 484 号豊洲有明線及び補助 315 号線から計画地内に入出場する施工計画を検討していきます。特別区道江 615 号から入出場する場合は、通学時間帯を避けるとともに、交通整理員の配置や運転者への安全走行の徹底により、歩行者の安全を確保します。</p> <p>また、工事の実施に当たっては、工事用車両の走行台数を極力削減するため、工事用車両の集中稼働を行わないよう、可能な限り工事工程の平準化に努めるほか、規制速度の遵守、アイドリングストップの徹底、エコドライブ及び定期的な整備点検等により、工事現場周辺の環境保全に努めます。</p> <p>工事用車両の走行に当たっては、交差点右左折時の徐行及び安全確認、歩道進入時の一時停止及び安全確認を行うよう運転者に対する指導を徹底させ、歩行者の交通安全に努めます。</p> <p>また、有明北地区における他の会場等の建設の状況を十分把握した上で、本工事の工事車両運行計画を作成していきます。</p> |
| 項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 10. 公共交通へのアクセシビリティ |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 意見の内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                    | 実施者の見解                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| <p>周辺道路は傾斜が少なく、広く歩道が整備されている。公共交通は券売機の操作面が車椅子利用者からでは高い位置に設置されていることや、蹴込が浅いため操作面に手が届かない可能性が高い。エレベーターが複数台の車椅子を同時に移送できるサイズを確保されていないものが多い。</p> <p>コロシウムブリッジはスロープが設置されているが、車椅子利用者が自走で通行するには傾斜が高く、斜面も長い。エレベーターも設置されているが、複数台が同時に乗車できるサイズが確保されていない。</p> <p>車椅子競技の会場となっており、公共交通における車椅子利用者の快適性が向上するような計画を希望します。</p>                                       |                    | 大会時の観客の主要な動線については、組織委員会、国及び都が、協議会を設置して策定した「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」を踏まえ、施設管理者等にアクセシビリティの確保について働きかけていきます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

| 項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 11. 交通安全                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 意見の内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 実施者の見解                                                                                                                                                                                                        |
| <p>整備地周辺は学校や高層住宅が多く、こどもを含む歩行者・自転車利用者が多数通行する場所である。工事用車両増加による交通事故が発生しないよう、交差点右左折時の徐行と安全確認、歩道進入時の一時停止と安全確認を行われたい。</p> <p>江東区南部地域においては、近年、同地区における各種開発に伴い、工事関係者のものと思われる自動二輪車及び自転車の路上への放置が散見されるようになった。放置自転車等は、周辺の景観を損ねるだけでなく、歩行者や車両、時に緊急車両の通行の妨げとなり、重大な事故につながる恐れもある。</p> <p>会場整備中の交通秩序維持のためにも、自動二輪車又は自転車で通勤する作業員の把握したうえで、十分な駐輪スペースを確保されたい。</p> | <p>工事用車両の走行に当たっては、交差点右左折時の徐行及び安全確認、歩道進入時の一時停止及び安全確認を行うよう運転者に対する指導を徹底させ、歩行者の交通安全に努めます。</p> <p>また、工事の実施に当たっては、施工業者に対して作業員の通勤は公共交通機関を利用するよう指導し、自動二輪車又は自転車で通勤する場合は、それらの作業員を把握するとともに、作業員用の十分な駐輪スペースの確保を徹底させます。</p> |

## 6. 実施段階環境アセスメント手続の実施者

〔実施者〕

名 称：東京都

代表者：東京都知事 小池 百合子

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

## 7. その他

### 7.1 東京 2020 大会に係る実施段階環境アセスメント及びフォローアップの全対象事業についての実施段階環境アセスメント及びフォローアップの実施予定又は経過

有明テニスの森の実施段階環境アセスメントの経過は、表 7.1-1 に示すとおりである。

表 7.1-1 有明テニスの森の実施段階環境アセスメントの経過

| 実施段階環境アセスメントの経過    |                                   |
|--------------------|-----------------------------------|
| 環境影響評価調査計画書が公表された日 | 平成 26 年 3 月 28 日                  |
| 意見を募集した日           | 平成 26 年 3 月 28 日～平成 26 年 4 月 16 日 |
| 都民の意見              | 82 件 <sup>注)</sup>                |
| 調査計画書審査意見書が送付された日  | 平成 26 年 5 月 29 日                  |
| 環境影響評価書案が公表された日    | 平成 29 年 4 月 19 日                  |
| 意見を募集した日           | 平成 29 年 4 月 19 日～平成 29 年 6 月 2 日  |
| 都民等の意見             | 2 件                               |

注) 環境影響評価調査計画書は、都内の全会場等を対象として、意見募集を実施した。

### 7.2 意見見解書を作成した者の氏名及び住所並びに意見見解書の作成の全部又は一部を委託した場合にあっては、その委託を受けた者の氏名及び住所

〔作成者〕

名 称：東京都

代表者：東京都知事 小池 百合子

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

〔受託者〕

名 称：日本工営株式会社

代表者：代表取締役社長 有元 龍一

所在地：東京都千代田区九段北一丁目 14 番 6 号



本書に掲載した地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図を使用したものである。

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2,500）を使用（29都市基交第125号）して作成したものである。  
無断複製を禁ずる。

---

平成 29 年 6 月発行

登録番号 (28) 98

## 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会

### 実施段階環境影響評価書案に係る意見見解書

(有明テニスの森)

編集・発行 東京都オリンピック・パラリンピック準備局  
大会施設部調整課  
東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号  
電話 03(5320)7737

---

内容についてのお問い合わせは上記へお願いします。

